

いわて体験交流施設条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

いわて体験交流施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわて体験交流施設条例（平成19年岩手県条例第55号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び使用時間)

第2条 いわて体験交流施設（以下「体験交流施設」という。）の休館日及び使用時間は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項の使用時間を臨時に変更することができる。

(許可の申請)

第3条 条例第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(許可の条件)

第4条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。
- 使用若しくは条例第5条第1項に規定する行為を終了したとき、又は条例第7条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
- めいいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で体験交流施設内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入館させないこと。
- その他体験交流施設の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者による立入り)

第5条 指定管理者は、体験交流施設の管理上必要があると認めるときは、使用中の体験交流施設の施設内に体験交流施設の管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

(附属の設備の利用料金の上限額)

第6条 条例別表第2に掲げる附属の設備の利用料金の上限額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(利用料金の免除及び還付の申請)

第7条 条例第9条又は第10条の規定により、利用料金の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより申請しなければならない。

(損傷等の届出)

第8条 体験交流施設を利用する者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月8日から施行する。ただし、別表第1の規定（平庭高原体験学習館に係る部分に限る。）及び別表第2の規定は、同年5月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

体験交流施設の名称	休館日	使用時間
平庭高原体験学習館	12月30日から翌年1月3日まで	9時から17時まで

平庭高原自然交流館		11時から21時まで（久慈市が設置するセンターハウス平庭山荘に宿泊する場合にあっては、その到着の日の16時から出発の日の9時まで（零時から6時までを除く。））
-----------	--	---

別表第2（第6条関係）

区 分	単 位	利用料金の上限額（1回につき）
ビデオプロジェクター	1台	円 560
スクリーン	1台	280